

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊広県第120号

令和5年3月8日

代理受傷による心身への健康被害未然防止対策の推進について（通達）
県警察においては、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）への支援活動に従事する職員（以下「支援職員」という。）が職務に専念するあまり、自らは被害に遭っていないのに被害者等と同じような精神状態に陥る、いわゆる「代理受傷」による心身の健康被害の防止施策として「代理受傷による心身への健康被害未然防止対策の推進について（通達）」（令和2年3月24日付け熊広県第144号）に基づいた取組みを進めてきたところであるが、今後も下記のとおり心身への健康被害の未然防止対策を組織的に推進することとした。

各所属長においては、代理受傷による心身への健康被害の重要性に鑑み、その未然防止に向けた取組みを強化されたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 代理受傷に関する基本的な考え方

支援職員は、犯罪被害等の状況を間近に見ることや、時には被害者等の感情の表出に直面することから、極めて強いストレスを受けることがあり、これらのストレスを自ら認識することができない場合や、認識があっても周囲への相談等、適切な措置をとることができないことにより、心身の健康を害してしまうことがある。

したがって、代理受傷による心身の健康被害の未然防止対策は、被害者等への適切な支援活動を実現するためにも、支援職員の心理的影響に配慮し、組織の責任の下で当然行われるべき必要な措置である。

2 所属における取組方針

所属長は、支援職員が常に代理受傷と向き合いながら被害者等への支援活動に従事していることを理解し、過度に精神的負荷がかかることのないよう支援職員の適正な運用に努めるものとする。

また、支援職員が受けるストレスに関する知識の向上を図るための指導・教養や、代理受傷の多くが職場の上司、同僚等の指導、助言、配慮等によって防止され、軽減されていくものであることから、平素から相談しやすい風通しの良い職場環境づくりに努めるものとする。

3 代理受傷の影響が懸念される職員への対応

(1) 面接の申請

所属長は、支援職員が代理受傷の影響によって心身への健康被害が懸念される次の場合には、別記様式第1号「面接実施申請書」により警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に対し、公認心理師、臨床

心理士及び医師（以下「専門家」という。）による面接の申請を行うものとする。

ア 支援職員本人が専門家による面接を希望した場合

イ 所属の各級幹部が支援職員に対して専門家による面接の必要性を認めた場合

（2）面接の実施

広報県民課長は、前（1）により専門家による面接実施の申請を受けた場合、支援職員の意向を踏まえ、次のいずれかの専門家により面接を実施させるものとする。この場合において、申請を行った所属長と日程等を協議・調整の上、別記様式第2号「面接実施通知書」により通知するものとする。

ア 警察部内で公認心理師、臨床心理士の資格を有する者

イ 警察部外で公認心理師、臨床心理士の資格を有し、かつ、被害者支援活動に関して経験と理解を有する者

ウ 医師の資格を有し、かつ、代理受傷に関する専門的知識と技能を有する者

4 警察本部広報県民課による代理受傷への対応

（1）代理受傷調査の実施

広報県民課長は、支援職員が特に代理受傷を受ける可能性が高い、別表第1及び別表第2に掲げる致死を伴う事件・事故及び性犯罪事件（以下「対象事件等」という。）に対しては、別添「代理受傷調査票」を統合OAシステムのメール機能（以下「メール」という。）を活用して送付し、調査を行うものとする。

ア 支援要員等の調査

広報県民課長は、代理受傷調査票の送付に際し、あらかじめ対象事件等を検索情報統合管理システム等で抽出したものについて、各所属の被害者支援担当課（係）に対し、メールにより、別記様式第3号「代理受傷対象事件等調査一覧表」（以下「一覧表」という。）を送付するものとする。

一覧表の送付を受けた被害者支援担当課（係）は、対象事件等について調査を行い、送付を受けた日から起算して7日以内にメールにより広報県民課長（犯罪被害者支援室取扱い。）へ回答すること。

イ 代理受傷調査票による調査

広報県民課長は、一覧表の結果を踏まえ、支援職員本人に対し、メールにより代理受傷調査票の送付を行うものとする。

代理受傷調査票の送付を受けた支援職員は、送付を受けた日から起算して7日以内にメールにより広報県民課長（犯罪被害者支援室取扱い。）へ回答すること。

（2）面接の実施

広報県民課長は、代理受傷調査票による調査結果及び被害者等の支援活

動を行った事件等の概要、支援内容等から勘案し、代理受傷の影響が懸念される支援職員に対して、3の(2)の面接を実施するものとする。

(3) 指導・教養の実施

広報県民課長は、代理受傷による心身の健康被害を未然に防止するため、職場教養、教養資料の作成及び配布を通じ、警察職員に対して、代理受傷に関する正しい理解と、これらストレスに対する適切な対処法を保持させるための取組みを推進するものとする。

5 公費支出手続

3の(2)及び4の(2)において、警察部外の専門家による面接を行う場合は、広報県民課長が公費支出を決定することとし、その支出事務手続は警察本部広報県民課において行うものとする。ただし、公費支出の範囲は、警察部外の専門家による第1回目の面接対応に要した経費のみとし、当該専門家による継続的な面接、投薬及び治療に要する経費については支出の対象外とする。

6 留意事項

本制度は、支援職員の代理受傷による心身への健康被害を未然に防止するために必要な措置を定めたものであるが、専門家による継続的な対応を要する場合においては、所属において支援職員の意向を尊重しながら、ストレス等に配意した適正な運用や必要に応じた指導・助言を行うなど、心身の健康回復に向けた取組みを組織的に推進されたい。